

指 定 居 宅 介 護 支 援 契 約 書

_____（以下、「利用者」といいます）と上市町社協居宅介護支援事業所（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第 2 条（契約期間）

この契約の期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、甲から乙に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または、交代を行った場合は、利用者にその氏名を別紙指定居宅介護支援重要事項説明書により通知します。

第 4 条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等から情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
- ④ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し同意を受けます。
- ⑥ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保健施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した時、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した時は、利用者と事業所双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、富山県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請にかかる援助）

- 1.事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2.事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

- 1.事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これをその完結の日から5年間保管します。
- 2.利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3.利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4.第12条第1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合事業者は、直近居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する指定居宅介護支援に関する利用料規定は、別紙指定居宅介護支援重要事項説明書のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1.利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2.事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおい

て理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します

3.事業者は、利用者又はその家族が事業所や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4.次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保健施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定等区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

第13条（秘密保持）

1.事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する物は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

2.事業者は、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び個人情報を用いません。

第14条（虐待の防止）

事業者は、ご利用者等の人権・虐待の防止策のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・成年後見制度の利用を支援します
- ・苦情解決体制を整備します
- ・サービス提供中に、当該事業所又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

第15条（非常災害対策）

事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため事業継続計画に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年2回以上、実施します。

第16条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（善管注意義務）

事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、上市町社会福祉協議会職員として、法令を遵守し、その業務を遂行します。

第 19 条（本契約に定めのない事項）

事業者と利用者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを
尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ、定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1 通ずつ
保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名	上市町社協居宅介護支援事業所
事業者番号	1671600169
住 所	富山県中新川郡上市町湯上野 1176 番地 印

利用者

住 所	
利用者氏名	_____ 印

代理人

住 所	
代理人氏名	_____ 印